

■出展規約

1. 規約の履行

出展者は主催者から提示された「出展のご案内」および「出展者説明会」で配布する「出展の手引き」に記載された内容を遵守しなければなりません。これに反していると主催者が判断した場合、その時期を問わず、主催者は出展を取り消すことができます。その際、出展者から支払われた費用の返還、および出展の取り消し・小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者および関係者の損害も補償もいたしません。

2. 出展申込みの成立

主催者が申込書を受け取り、申込受領の文章をメールないしFAXで送信した時点を正式な申し込みとします。

3. 出展キャンセル・取り消し

(1) 出展申込を主催者が受領した後の出展取り消し・解約は認められません。出展者のやむを得ない事情により、出展の解約をする場合、出展者は規定のキャンセル料を主催者に支払うものとします。また、入金確認後であっても主催者が出展者と連絡が取れない場合や主催者が出展の意向が無いと判断した場合、主催者は出展を取り消すことができます。

(2) 出展料は、主催者が指定した期日までにお振込みください。お振込み期日が過ぎても連絡がない場合は、主催者は申込みを取り消すことができます。

4. 展示スペースの割り当て

展示スペースは、主催者が定める小間の配置、形状に基づき、所定の手続きに従い、主催者にて決定します。出展者は、その結果に従うものとします。

5. 損害責任

(1) 主催者はいかなる理由でも、出展者およびその従業員・関係者等が展示ブースを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また出展者およびその従業員・関係者等の不注意などによって展示会場内で生じた人および物品に対する傷害・損害などに対しては一切の責任を負いません。

(2) 主催者は、天災、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。ただし、関係省庁・自治体等から自粛要請があり開催中止とした場合には、事務局が弁済すべき必要経費を差し引いた出展料金の残額を出展面積に按分して出展者に返却します。

6. 反社会的勢力の排除

(1) 出展者は、当該出展者または当該出展者の代理人もしくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずるもの（以下、

これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 出展者もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) 主催者は、出展者が、前項の確約に反して、当該出展者または当該出展者の代理人もしくは媒介する者が、暴力団員等あるいは、前項各号に一つでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、出展を取り消すことができるものとします。

2020年5月21日 改定
一般財団法人 食品産業センター